貨物運送取扱事業法

１．案内情報

①	手続名	：	外国人等国際利用運送事業の許可（第一種・第二種）
②	手続根拠	：	貨物運送取扱事業法第３５条第１項、第４項 貨物運送取扱事業法施行規則第４条
③	手続対象者	：	外国人等国際利用運送事業を経営しようとする者
④	提出時期	：	外国人等国際利用運送事業を経営しようとするとき
⑤	提出方法	：	許可申請書を作成し、総合政策局複合貨物流通課へ提出してください。
⑥	手数料	：	無し
⑦	添付書類・部数	：	貨物運送取扱事業法第３５条第５項 貨物運送取扱事業法施行規則第３８条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
⑧	申請書様式	：	提出先へお問い合わせ下さい。
⑨	記載要領・記載例	：	提出先へお問い合わせ下さい。

２．窓口情報

① 提出先：
総合政策局複合貨物流通課　　０３－５２５３－８３０１

② 受付時間：提出先へお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：提出先に同じ。

３．手続情報

①審査基準　：貨物運送取扱事業法第３５条第６項

②不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）